

政令第百七十七号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和七年四月十三日」を「令和九年四月十三日」に、「第四条第二項第二号ハ」を「第四条第三項第二号ハ」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定（「令和七年四月十三日」を「令和九年四月十三日」に改める部分を除く。）は、外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行の日から施行する。